旭町児童館ってどう利用するの？

1.利用できる人　18歳未満の児童（※未就学児は保護者同伴です）

2.開館日・時間　開館日：月～土　午前１０時～午後５時３０分
（※１１月、１２月は午前１０時～午後５時）
休館日：日曜日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）

3.利用するには…？

①「児童館利用登録書」を記入して、**旭町児童館に**提出してください。
（利用料金は無料です。提出日から利用できます。）

②原則的には、下校後、一旦自宅に帰ってから児童館に遊びに来てください。
ただし、申請があれば学校から直接児童館に来て利用することもできます。
（「帰宅途中での児童館利用申出書」の提出が必要です。）

③手洗い用ハンカチの携帯、外遊び時の帽子と靴の着用が必要です。忘れた時は、原則として家に取りに帰ってもらいますが、取りに帰られない事情がある場合は貸し出しを行います。１週間以内に洗濯をして、返却をお願いします。

4.その他

- 土曜日や学校行事の振替休日などに、やむを得ない理由でお昼に一時帰宅ができない場合のみ、児童クラブと一緒に昼食を摂ることを許可しています。予めご相談の上、「昼食時利用申出書」を提出してください。
- おやつ、おもちゃは持って来られません。スマホ、お金などを持って来た場合は、事務室でお預かりします。
- マスク着用は個人の判断にゆだねます。ただし発熱や呼吸器症状がある場合には、児童館の利用はご遠慮ください。また基本的な感染症対策（３密の回避など）にも、ご協力ください。

旭町児童館ってこんなところ！

★年間を通して様々な行事を実施しています。（自然体験や異年齢世代間交流も♪）
（毎月発行の児童館だよりで、案内しています。ぜひご参加ください！）

★館庭、集会室、図書室、遊戯室があり、それぞれの部屋を使って遊んだり、勉強をしたりすることができます。
屋外・・・ボール遊び、一輪車、おにごっこ、砂場遊び、すべり台遊びなど。
屋内・・・折り紙、ぬりえ、ブロック、トランプ、カプラ、卓球、将棋、工作、こま回し、本読み、勉強など。

～児童館とは？～

児童館は児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設です。（児童福祉法第４０条）子どもたちが遊びをとおして自主性、社会性、創造性を育み、異年齢の仲間づくりが推進されるよう支援しています。

★提出書類について★

◎書類はすべて、旭町児童館にあります。（①と②は、宮崎市のHPからダウンロード可能）
◎自動更新ではありません。利用される方は、毎年書類の提出をお願いします。

①児童館利用登録書

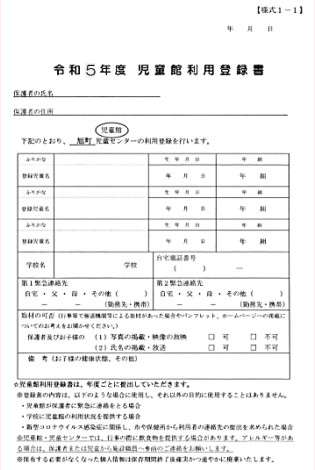
【様式１－１】

令和５年度　児童館利用登録書

保護者の氏名

保護者の住所

（児童館）
下記のとおり、旭町児童センターの利用登録を行います。

ふりがな		年 月 日	年 組
登録児童名		年 月 日	年 組
ふりがな		年 月 日	年 組
登録児童名		年 月 日	年 組
ふりがな		年 月 日	年 組
登録児童名		年 月 日	年 組
学校名	学校	自宅電話番号 （　　）　－	
第１緊急連絡先 自宅・父・母・その他（　　）　－　－（勤務先・携帯）		第２緊急連絡先 自宅・父・母・その他（　　）　－　－（勤務先・携帯）	
取材の可否（行事等で報道機関等による取材があった場合やパンフレット、ホームページへの掲載についてのお考えをお聞かせください。）			
保護者及びお子様の（１）写真の掲載・映像の放映　□可　□不可 （２）氏名の掲載・放送　□可　□不可			
備　考（お子様の健康状態、その他）			

※児童館利用登録書は、年度ごとに提出していただきます。
※登録書の内容は、以下のような場合に使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
・災害時や緊急に緊急に連絡をとる場合
・学校に児童館の利用状況を提供する場合
・新型コロナウイルス感染症に関係し、市や保健所から利用者の連絡先の提出を求められた場合※児童館・児童センターでは、行事の際に教食物を提供する場合があります。アレルギー等がある場合は、保護者をとおらず直接から栄養職員へ事前のご連絡をお願いします。
※保有する必要がなくなった個人情報は保存期間終了後確実かつ速やかに廃棄いたします。

②帰宅途中での児童館利用申出書

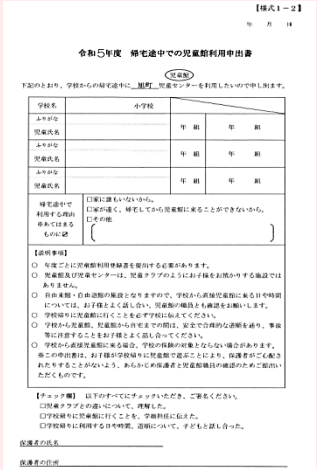
【様式１－２】

令和５年度　帰宅途中での児童館利用申出書

（児童館）
下記のとおり、学校からの帰宅途中に、旭町　児童センターを利用したいので申し出ます。

学校名	小学校		
ふりがな 児童氏名		年 組	年 組
ふりがな 児童氏名		年 組	年 組
ふりがな 児童氏名		年 組	年 組
帰宅途中で利用する理由 ※あてはまるものに○	□家に誰もいないから。 □家が遠く、帰宅してから児童館に来ることができないから。 □その他 （　　）		

【説明事項】
○ 年度ごとに児童館利用登録書を提出する必要があります。
○ 児童館及び児童センターは、児童クラブのようにお子様をお預かりする施設ではありません。
○ 自由来館・自由退館の原則となりますので、学校から直接児童館に来る日や時間については、お子様とよく話し合い、児童館の職員とも連絡をお願いします。
○ 学校帰りに児童館に行くことを必ず学校に伝えてください。
○ 学校から児童館、児童館から自宅までの間は、安全で合理的な連絡を通り、事前等に注意することをお子様とよく話し合ってください。
○ 学校から直接児童館に来る場合、学校の保険の対象とならない場合があります。
※この申出書は、お子様が学校帰りに児童館で過ごすことにより、保護者がご心配されたりすることがないよう、あらかじめ保護者と児童館職員の確認のために提出いただくものです。

【チェック欄】　以下のすべてにチェックがいただき、ご署名ください。
□児童クラブとの違いについて、理解した。
□学校帰りに児童館に行くことを、学級担任に伝えた。
□学校帰りに利用する日や時間、道順について、子どもと話し合った。

保護者の氏名

保護者の住所

③昼食時利用申出書

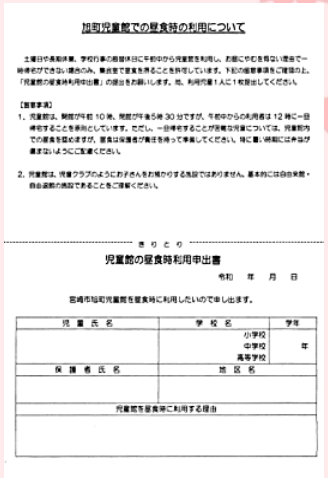
旭町児童館での昼食時の利用について

土曜日や長期休業、学校行事の振替休日に午前中から児童館を利用し、お昼にやむを得ない理由で一時帰宅ができない場合のみ、帰宅せず昼食を摂ることを許可しています。下記の帰宅申請をご確認の上、「児童館の昼食時利用申出書」の提出をお願いします。また、利用児童１人に１枚提出してください。

【留意事項】
1. 児童館は、開館が午前10時、閉館が午後5時30分ですが、午前中からの利用者は12時に一旦帰宅することを原則としています。ただし、一旦帰宅することが困難な児童については、児童館内での昼食を認めますが、昼食以後昼食が難注意を持って事業してください。特に暑い時期には水分が摂まないように配慮ください。
2. 児童館は、児童クラブのようにお子さんをお預かりする施設ではありません。基本的には自由来館・自由退館の施設であることをご理解ください。

きりとり

児童館の昼食時利用申出書

令和　年　月　日

宮崎市旭町児童館を昼食時に利用したいので申し出ます。

児童氏名	学校名	学年
	小学校 中学校 高等学校	年
保護者氏名	地区名	
児童館を昼食時に利用する理由		

※全員提出してください。

必要な方のみ配付・提出

必要な方のみ配付・提出

♪併設施設の紹介♪

旭町児童クラブ

対　　象：広瀬小学校に在学する１年生から６年生の児童

利用時間：①平日→下校時から午後６時。
②土曜日、長期休業期間、学校行事の振替休日
→午前８時～午後６時

※利用希望の方は、宮崎市へ申請が必要です。
宮崎市生涯学習課までお問い合わせいただくか、児童クラブ職員にお声かけください。

佐土原地域子育て支援センター

対　　象：乳幼児とその保護者、妊婦

利用時間：月・火・木・金・土
午前１０時～午後３時３０分

お問い合わせ先：電話（０９８５）７３－６７５５

子育て中の親子や妊婦さんが気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みの相談ができるところです。

＊旭町児童館は、宮崎市の指定管理を受けて「NPO法人ドロップインセンター」が運営しています。

ぜひ気軽に遊びにきてください♪